

## 2 1 陳情第 1 3 号

2 1 陳 情 第 1 3 号	土地復元に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 6 月 1 日 受 理、 平 成 2 1 年 6 月 1 1 日 付 託
陳 情 者	新宿区下落合———— ————

## ( 要 旨 )

- 1 ————所有地【北側】———居宅玄関と分水路柵との間の土地を平成 1 3 年 1 0 月 2 2 日以前の土地状態に復元をして下さい。
- 2 その後、測量をして、斜め線が何処か決めて下さい。(官民の地境。建設省宅地と——の土地との地境。)

## ( 理 由 )

- 1 区道路を車が通りに抜ける度に家が揺れて困り果てています。
- 2 居宅コンクリート基礎部分を区道路との土留めにされていることも困り果てています。
- 3 居宅北側が区道になることを知りませんでした。昭和 4 0 年代、分水路用地買収時に説明も受けていません。立ち会っていません。
- 4 昭和 4 0 年代、国の大臣認可の下に行われた神田川分水路用地買収( 1 回目。親の代。東京都施工。)に協力後、本人が全く知らない間に、残地が少しずつ小さくなって行くのは変です。
- 5 平成 1 3 年 3 月 1 9 日、突然、「昭和 6 1 年に新宿区道(—— - ——)に認定されている。ここは、道路である。」と新宿区から説明を受けました。  
そして、平成 1 3 年 1 0 月 2 2 日、新宿区が、北側居宅玄関前の土地の工作物等を全て持ち去り、直後から車が通り抜けるようになりました。